

本事案における再発防止策について

1. 理学研究科における再発防止策

部局長は専攻長および学系長立ち合いの場で、責任著者に対して、研究公正に関する基本事項を再確認することにより、自身の研究公正に関する認識を改めることを促す。そして今後、データや図表の作成・取扱いには慎重を期すること、全体を通じて誤りのない真正な論文を作成することといった、論文作成における基本的な姿勢について改めて自省させるとともに、論文作成や査読への対応過程の情報を共著者と共有し、共著者を含む第三者の意見を真摯に取り入れて、論文作成・修正作業を実施するよう指導する。

- ① 理学研究科の全構成員に対して、研究公正に関する e-learning の受講を再度周知・徹底をおこなった。今後も同様の活動を通じて部局教員の研究公正に対する意識の向上に努める。
- ② 若手の研究者が研究生生活をスタートするにあたり、基本的な規範を学ぶことが必要であることから、理学研究科の大学院生に指導教員からの教育に加え、新規開講講座である「研究倫理・研究公正」の受講をガイダンス等において勧める。
- ③ また、教授会等での FD・講習会などによる啓発活動を促進し理学研究科における公正な研究活動の推進に寄与すると共に、研究公正等に関する問題が発生した場合に迅速に対応するために副研究公正部局責任者を置くこととする。

2. 全学的な再発防止策

本学では、京都大学研究公正推進アクションプラン（平成 27 年 3 月京都大学研究公正委員会制定、平成 28 年 7 月および平成 29 年 8 月改正）に沿って、引き続き研究公正に関する教育や啓発を進めるとともに、教職員の意識向上を図るため以下について新たに取り組みを行う。

- ① 教職員に対する啓発を図るため、現在実施している新規採用教職員研修だけでなく、現職の教職員に対しても研究公正に関して広く説明を行う計画を立て実行する。さらに、平成 30 年 10 月には、研究者（教職員及び大学院学生）を対象として、研究者自らが行動を律することで確立される公正な研究の実施について、研究者の視点にたった講演を実施した。
- ② 教職員に対する e-Learning による研究公正研修について、自分自身で受講状況が確認でき、かつ未受講の場合には使用しているパソコンに受講を促す通知が出るシステムを導入した。

さらに、大学院学生に対する教育として、平成 30 年度より開講した大学院共通科目「研究倫理・研究公正」について、全学的に周知し受講を促す取り組みを実施している。